

成城大学データサイエンス教育研究センター規則

(趣旨)

第1条 この規則は、成城大学学則第60条第2項に基づき、成城大学データサイエンス教育研究センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、教育課程の実施を通じて、学生が数学的及び科学的教養を踏まえてデータに基づき思考し行動する能力を培うことを目的とする。

(任務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) データサイエンス教育に係る授業科目の編成及び運営に関すること
- (2) データサイエンス教育に係る教育方法の研究及び開発に関すること
- (3) センターの予算に関すること
- (4) その他センターの目的達成に必要と認められる業務

(データサイエンス教育研究センター長)

第4条 センターに、データサイエンス教育研究センター長（以下「センター長」という。）を置き、専任の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、学長が指名する。
- 3 センター長は、学長の監督の下に、センターの業務を統括する。

(データサイエンス教育研究センター員)

第5条 センターに、データサイエンス教育研究センター員（以下「センター員」という。）を置く。

- 2 センター員は、センターの業務を行う。
- 3 センター員は、専任教員の中から学長が委嘱する。
- 4 センター員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第6条 センターに、センターの運営及び業務について審議するため、データサイエンス教育研究センター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) センター員
- (3) 学部長が推薦する教員各1名

3 委員は、学長が委嘱する。

4 第2項第2号及び第3号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、センター長をもって充てる。

(会議)

第8条 委員長は、会務を総括するとともに会議を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職を代行する。

3 委員長は会議運営のため、教務部長、図書館長、メディアネットワークセンター長、事務局長、その他委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(外部アドバイザー委員)

第9条 センターに、外部アドバイザー委員を置くことができる。

2 外部アドバイザー委員とは、データサイエンスに関して専門的識見を有する、学外の企業、行政機関若しくは各種団体の関係者、又は他の研究教育機関の研究者等で、センターの活動及び運営に助言を与える役割を担う者をいう。

3 外部アドバイザー委員は、委員会の議を経て、学長が委嘱する。

4 外部アドバイザー委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 外部アドバイザー委員を置いた場合、センター長は、外部アドバイザー委員を招集し、年度内に少なくとも1回はセンターの活動及び運営に関する助言を得る機会を設けなければならない。

(事務)

第10条 センターに、その事務を処理するため、事務室を設け職員を配置する。

2 事務室の事務は、事務局総務課が担当する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、委員会の議を経て、センター長が別に定める。

(規則の改廃)

第12条 この規則の改廃は、教授会及び評議会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第6条第4項に定める第2項第3号の委員の任期は、平成31年4月1日を始期とする場合に限り、2年1月とする。
- 3 第1項にかかわらず、センターが設置されるまでのあいだ、データサイエンス教育に係る業務を共通教育研究センターより円滑に移行させることを目的として、制定日より平成31年3月31日までの期間において、第9条から第12条までを除き、この規則における「センター長」を「共通教育研究センター教養教育部会データサイエンス科目専門部会長」と、「委員会」を「共通教育研究センター教養教育部会データサイエンス科目専門部会」と読み替えて、この規則に準じてその業務を行うことができるものとする。ただし、この場合において、委員会の委員は、これを新たに選出することはせず、学長の命により、共通教育研究センター教養教育部会データサイエンス科目専門部会構成員が務めるものとする。